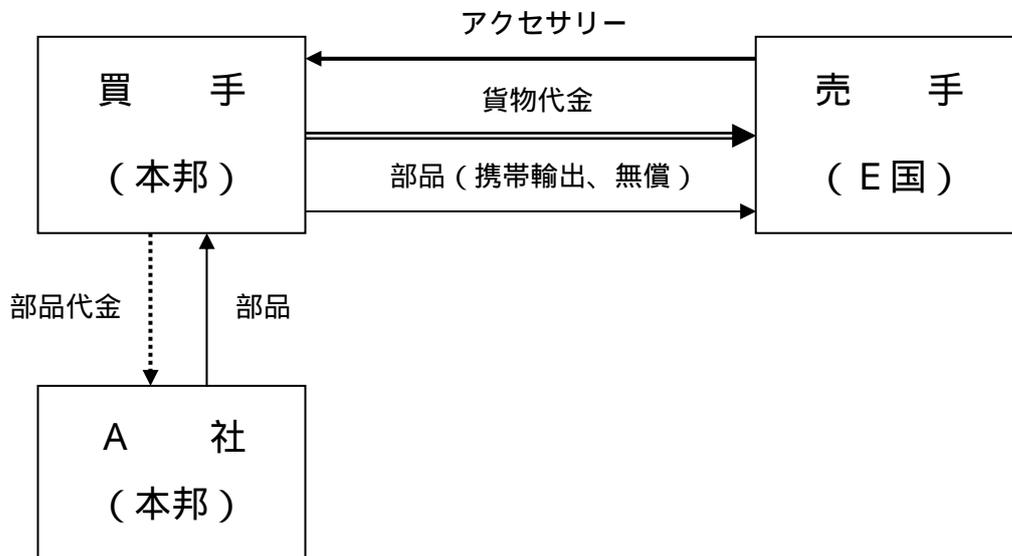


10. 携帯して無償提供した部品の運送費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からアクセサリーを購入（輸入）します。

当社は、当社と特殊関係にないA社から輸入貨物の製造に使用する部品を購入し、売手に無償で提供しています。

当社は、通常、EMS（国際スピード郵便）を利用して売手に部品を提供していますが、今般、当社の社員が航空機で売手の事務所に出張する際に手荷物として携帯し売手に提供しました。

航空会社への支払は、その社員の旅客運賃のみであり、手荷物として携帯した部品の重量等が所定の条件の範囲内であったことから、その部品の運賃は旅客運賃と別に請求されていません。

したがって、当社は、当社の社員が携帯して提供した部品の運送費用を支払っていませんが、その部品が組み込まれている輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、取得価格のみをその部品に要する費用の額として、現実支払価格に加算することと良いですか。

【回答要旨】

上記の取引においては、貴社が無償で提供した部品の取得価格に「通常必要とされる費用等の額」により算出したその部品の運送費用の額を加えた額を、その部品に要する費用として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手がその物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担したときには、それらの費用の額を上記の通常要する費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

なお、買手が物品を携帯して輸出した場合等であって、当該提供に要した運賃、保険料、その他の費用の額が明らかでないときは、通常必要とされる運賃の額により算出することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）の社員が携帯して無償で提供した部品の運賃等の額については、航空会社の国際運送約款上は無償となっていますが、実質的には旅客が支払う運賃にその旅客の手荷物に係る運送費用も含まれているものと解されます。

しかしながら、その費用の額が明確ではありませんので、通常必要とされる運賃等を算出して、その算出された額をその部品の取得価格に加算した額が部品に要する費用の額となります。

なお、この場合、買手により合理的に算出された係数等を使用して通常必要とされる運賃等の額を算出し、その算出された額をこの部品の運賃として加算しても差し支えありません。

また、その係数等がない場合、貴社により無償で提供される部品は、通常、EMSにより売手に提供されていますので、EMSの運賃料金表に基づき算出した額を加算しても差し支えありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

関税定率法基本通達4-12(6)ホ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）